

「相談室」通信

発行：西岡病院 医療福祉課 <http://www.nishioka-hosp.jp>

新型コロナウイルス感染症

“5類化”に向けた動向について

感染症法上『2類相当』と言われている新型コロナウイルス感染症が今年5月8日（月）から『5類』に引き下げられ「新型コロナウイルス感染症」から「コロナウイルス感染症 2019」へ名称が変更されることがニュースでも取り上げられており、3月13日（月）からはマスクの着用も“個人の判断”が基本となりました。

5類化に向けて、今後どのようなことが変わるのか整理しましょう。

1. 感染症法上の分類

分類	主な感染症	入院勧告	就業制限	外出自粛
新型インフルエンザ等感染症 (2類相当)	新型 コロナウイルス	○	○	○
2類	結核 SARS など	○	○	×
5類	季節性 インフルエンザ	×	×	×

現在は2類よりも強い感染防止策がとれるように「2類相当」として入院勧告や就業規則だけではなく、外出自粛の要請も行うことができる分類になっています。

2. 医療費について

『2類相当』では外来・入院については公費支援にて自己負担はありませんでした。5類になると季節性インフルエンザと同様に原則“自己負担”となりますが、新型コロナウイルス感染症に関しては治療薬が高価であるため、一定期間は公費支援が継続されることとなっています。

3. 医療の提供体制について

5月8日（月）からの感染症法上の分類の変更に伴い、医療提供体制の見直しが行われます。冬の感染拡大を想定し、各都道府県にて「移行計画」が作成されます。

入院について、これまでは管轄の保健所が調整していましたが、これも通常（各機関での相談・調整）に移行されます。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について（ポイント）

参考資料

※ 本資料は、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について」（令和5年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）について、補足資料も加えつつポイントをまとめたものである。

○新型コロナウイルス感染症は、5月8日から5類感染症に

新型インフルエンザ等感染症

入院措置などの行政の強い関与
限られた医療機関による特別な対応

5類感染症

幅広い医療機関による自律的な通常の対応
行政は医療機関支援などの役割に

医療提供体制

幅広い医療機関で新型コロナウイルス感染症の患者が受診できる医療体制に向けて、必要となる感染対策や準備を講じつつ国民の安心を確保しながら段階的に移行

特別対応から通常対応への考え方の転換

5/8

感染拡大？

夏

検証

感染拡大？

冬

検証

R6.4/1

R5. 3月上旬

位置づけ変更

新たな体系に向けた取組

冬の感染拡大に先立って
重点的な取り組みを行う

暫定的な診療報酬措置

診療報酬
介護報酬
同時改定

新たな診療報酬体系

対応する医療機関の維持・拡大を促す。

⇒

外来：4.2万 → 最大6.4万
入院：約3千 → 全病院約8千

入院・外来の医療費

急激な負担増が生じないよう、入院・外来の医療費の自己負担分に係る一定の公費支援について、期限を区切って継続

1

参考：[新型コロナウイルス感染症について | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)

新型コロナウイルス感染症については感染症法上「5類」に引き下げられますが、「新型コロナウイルス感染症（コロナウイルス2019）」という病気がなくなるわけではありません。

医療機関への受診や高齢者施設などへの訪問の際にはマスクの着用が必要です。

手洗い、うがい、手指消毒、換気、密集空間等でのマスクの着用など「感染から身を守ること」「感染を広げないこと」を心がけましょう。

「地域連携室」のご案内

医療ソーシャルワーカーは以下のようなご相談に対応します。 例えば・・・

「入院や外来受診で分からないこと」「医療費・生活費の心配」

「社会福祉制度や介護・施設のこと」 その他「誰に相談してよいか分からないこと」・・・など

■ご相談をご希望の際は1階受付・各看護ステーションまでお申しつけ下さい。

また、お電話でのご相談もお受けしております。

(西岡病院 電話：011-853-8322 相談対応時間：月～金 9時～17時 土：9時～12時)

4月1日より医療ソーシャルワーカーが1名 増えました！！

平川 千笑(ひらかわ ちえみ)

4名で相談対応しております⇒ 医療ソーシャルワーカー：横田、田附(たつき)、前川、平川